

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	汚染除去等計画に従うべき旨の実施措置命令	
根拠法令・条項	土壌汚染対策法第7条第8項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○土壌汚染対策法（抜粋） （汚染除去等計画の提出等） 第7条（略） 2～7（略） 8 汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	行政手続法第13条第2項第3号に規定する「施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	